

介護老人保健施設やすらぎ苑 所定疾患施設療養費

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、算定状況を公表いたします。

1. 対象疾患
 - ・ 肺炎
 - ・ 尿路感染症
 - ・ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・ 蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に所定単位数を算定します。また、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定します。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。

■令和4年度 算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	治療日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12
尿路感染症	件数	0	0	2	1	1	2	0	0	1	1	0	0	8
	治療日数	0	0	9	3	2	7	0	0	5	4	0	0	30
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	5
	治療日数	0	0	0	0	4	13	0	0	0	3	0	0	20